



労働法セミナー開催



今年度3回目となる労働法セミナーを開催しました（場所：盛岡大通商店街協同組合リリオ 一般参加者28名）。盛岡労働基準監督署 第一方面主任監督官の渡辺幸輝氏による労働基準法の基礎的な内容について事例を交えての講義が行われ、講義後の質疑応答では参加者から時間外手当や最低賃金についての質問が寄せられました。講義の主な内容は次の通りです。



講師：盛岡労働基準監督署 渡辺 幸輝氏

うちの会社何か違う...と思ったら遠慮なく監督署に相談してください。指導を求めたい場合は名前を出すことで効果的な対応ができますし、名前や相談があったこと自体を伏せたい場合でも工夫しながら対応しています。

労働条件の明示

賃金・労働時間などについては書面による明示が事業主に義務付けられています。口頭ではトラブルになりがち、書面での明示を求めましょう。

退職時の証明・解雇理由の証明

労働者側が「解雇された」と相談に来て、監督署から事業所に聞くと否定されることも有るため、文書でもらうようアドバイスしています。

賃金の支払い

直接払いの場合は退職後取りに行く必要があります。相手が応じれば振り込みも可。

参加者アンケートより

再就職した際は、今日のセミナーを思い出して働きたいと思いました。

労働法を順守している会社がほとんどだと思いますが、何かあった時に役立てていきたい。

具体例も聞けたので理解がはかどりました

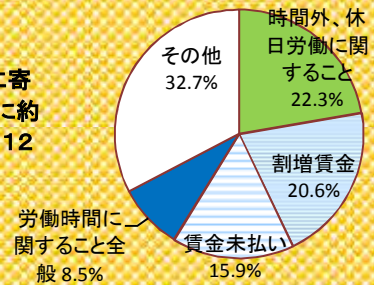


菜園庁舎館長より挨拶

有効求人倍率は1倍を超えているが、非正規求人が約6割。労働者自身がトラブルを未然に防ぐため、是非労働法を学んでほしい。

監督署に寄せられた相談内容の内訳

盛岡労働基準監督署に寄せられる相談は1年間に約3,000件。一日あたり12～13件。



労働時間

タイムカードがない、退社前にタイムカードを押される、という相談多数。自分自身で時間を記録する際に、作業内容も合わせて記録する様アドバイスしている。残業代請求の参考資料となります。

年次有給休暇

解雇制限・解雇の予告

最低賃金

賠償予定の禁止

知りたいと思っていることが沢山

第4回 労働法セミナー開催決定

平成31年1月25日(金)
定員40名
申込受付中

今年度最後の労働法セミナーを開催いたします。労働法の知識があることで、労働者自身が自分を守ることができるかもしれません。ぜひこの機会に参加してみませんか。

場所：盛岡大通商店街協同組合 リリオ
時間：10:30～12:20

ハローワーク盛岡菜園庁舎 わかもの支援コーナー

盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル2F
電話 019-908-2060